

1. 議事日程

[平成24年第4回安芸高田市議会12月定例会第12日目]

平成24年12月21日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第82号 安芸高田市民憲章審議会条例 |
| 日程第3 | 議案第83号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第84号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第5 | 議案第85号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第6 | 議案第86号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| 日程第7 | 議案第87号 財産の無償譲渡について【デイサービスセンター百楽荘】 |
| 日程第8 | 議案第88号 財産の無償譲渡について【特別養護老人ホーム高美園他】 |
| 日程第9 | 議案第89号 財産の無償譲渡について【向原総合福祉センター（かがやき）他】 |
| 日程第10 | 議案第90号 財産の無償貸付について【向原総合福祉センター（かがやき）他】 |
| 日程第11 | 議案第91号 安芸高田市向原総合福祉センター条例等を廃止する条例 |
| 日程第12 | 議案第92号 安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第93号 土地改良事業計画の変更について【深瀬地区】 |
| 日程第14 | 議案第94号 土地改良事業計画の変更について【桂地区】 |
| 日程第15 | 議案第96号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第98号 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例 |
| 日程第17 | 議案第99号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第100号 水道法に基づく布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 |
| 日程第19 | 議案第101号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例 |
| 日程第20 | 議案第103号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第21 | 議案第104号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第105号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第23 | 議案第106号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第24 | 議案第107号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号） |

- 号)
- 日程第25 議案第108号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第109号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第110号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第38 議案第111号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第29 議案第112号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第30 議案第113号 平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第31 議案第114号 平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第32 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 玉重輝吉 | 2番 | 玉井直子 |
| 3番 | 久保慶子 | 4番 | 下岡多美枝 |
| 5番 | 前重昌敬 | 6番 | 石飛慶久 |
| 7番 | 児玉史則 | 8番 | 大下正幸 |
| 9番 | 水戸眞悟 | 10番 | 先川和幸 |
| 11番 | 熊高昌三 | 12番 | 穴戸邦夫 |
| 13番 | 山本優 | 14番 | 秋田雅朝 |
| 15番 | 藤井昌之 | 16番 | 青原敏治 |
| 17番 | 金行哲昭 | 18番 | 塚本近 |

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|-----|-----|------|
| 13番 | 山本優 | 14番 | 秋田雅朝 |
|-----|-----|-----|------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

| | | | |
|---------------|------|--------|------|
| 市長 | 浜田一義 | 副市長 | 藤川幸典 |
| 教育長 | 永井初男 | 総務部長 | 沖野文雄 |
| 企画振興部長 | 竹本峰昭 | 市民部長 | 新川昭夫 |
| 福祉保健部長兼福祉事務所長 | 武岡隆文 | 産業振興部長 | 清水勝 |

| | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 産業振興部特命担当部長 | 小 田 忠 | 建設部長兼公営企業部長 | 河 野 正 治 |
| 教 育 次 長 | 沖 野 和 明 | 消 防 長 | 久 保 高 憲 |
| 会 計 管 理 者 | 森 川 薫 | 八 千 代 支 所 長 | 叶 丸 一 雅 |
| 美 土 里 支 所 長 | 高 本 修 | 高 宮 支 所 長 | 藤 井 静 雄 |
| 甲 田 支 所 長 | 益 田 茂 樹 | 向 原 支 所 長 | 岡 崎 賢 志 |
| 総 務 課 長 | 杉 安 明 彦 | 行 政 経 営 課 長 | 西 岡 保 典 |
| 政 策 企 画 課 長 | 山 平 修 | | |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

| | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 外 輪 勇 三 | 事 務 局 次 長 | 山 中 章 |
| 係 長 | 森 岡 雅 昭 | 専 門 員 | 藤 堂 洋 介 |



午前10時00分 開議

○塚本議長 定刻になりました。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。監査委員より平成24年11月分の例月出納検査の報告がありました。写しをお手元に配布しておりますので、御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。

○塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において13番山本優君、及び14番 秋田雅朝君を指名いたします。



日程第2 議案第82号 安芸高田市民憲章審議会条例

日程第3 議案第83号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第2、議案第82号「安芸高田市民憲章審議会条例」、及び日程第3、議案第83号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の2件を一括して議題といたします。

本2件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 山本優君。

○山本総務企画常任委員長 おはようございます。

総務企画常任委員会委員長報告をいたします。

平成24年12月10日付で、総務企画常任委員会に付託のありました、議案第82号及び議案第83号の2件について、議案審査の結果を報告いたします。

付託されました議案2件につきまして、12月17日に委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第82号「安芸高田市民憲章審議会条例」は、来年3月をもって合併10周年を迎える安芸高田市が、市の象徴となる市民憲章を制定することで、今後、市民相互の一体感をさらに築き、協働のまちづくりを推進していくため、市民憲章の策定に関し、必要な調査及び審議を行うための審議会を置くための条例を新たに制定するものであります。

委員から、「委員会構成について、市民に幅広く意見を聞くために一

般公募を導入される考えはあるのか。」との質疑があり、執行部より、「協働のまちづくりの視点から、地域代表者や各種団体、女性の方々を想定させていただくことで、市民に幅広く意見を聞かせていただくという機会は得られると考えており、一般公募の導入は考えていない。」との答弁がありました。また、協議会諮問に対する議員参加の取り扱いについての意見も出されましたが、今後執行部としても慎重に協議していきたいとの答弁もございました。

次に、議案第83号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、平成23年の人事院勧告及び広島県人事委員会の勧告、県内他市の状況を踏まえ、現在、安芸高田市内への職員の定住対策である住宅の新築または購入に対する「住居手当」及び民間賃金の地域差をより公務員給与に反映させるため、平成18年に行われた給与水準引き下げに伴う経過措置として講じられました「現給補償制度」を平成26年3月31日で廃止するものであります。

付託されました2議案について、それぞれ慎重に審査、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○塚本議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第82号及び議案第83号の2件に対する一括討論を行います。本2件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより本2件を個別に採決いたします。

まず、議案第82号「安芸高田市民憲章審議会条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- ~~~~~○~~~~~
- 日程第4 議案第84号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
 日程第5 議案第85号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 日程第6 議案第86号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
 日程第7 議案第87号 財産の無償譲渡について【デイサービスセンター百楽荘】
 日程第8 議案第88号 財産の無償譲渡について【特別養護老人ホーム高美園他】
 日程第9 議案第89号 財産の無償譲渡について【向原総合福祉センター（かがやき）他】
 日程第10 議案第90号 財産の無償貸付について【向原総合福祉センター（かがやき）他】
 日程第11 議案第91号 安芸高田市向原総合福祉センター条例等を廃止する条例
 日程第12 議案第92号 安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第4、議案第84号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件から、日程第12、議案第92号「安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例」の件までの9件を一括して議題といたします。

本9件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 児玉史則君。

○児玉文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成24年12月10日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

付託された9議案につきましては、12月18日に委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第84号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、平成25年4月1日供用開始予定の、「安芸高田市葬斎場」の指定管理者について、公募により候補者を決定したもので、指定管理者を、富山県に本社を構える、株式会社五輪とし、指定の期間を、平成25年4月1日から平成28年3月31日の3年間と定めるものです。

選定はプロポーザル方式で総合的な評価により行われており、執行部より、選定理由として、「総合的に適切な管理能力や経験を有すること」「全国展開されており、このたびの震災など、大規模災害時の対応

実績があること」「県内での他の自治体施設での管理実績、本市と同様の式場併設の指定管理実績があること」「火葬炉メーカーの関連会社であり、緊急時の対応への信頼性が高いこと」などについて、高い評価があったとの説明を受けました。

主な質疑と答弁は次のとおりです。

委員より、「今回応募された3者の中には、地元の安芸高田市葬斎場管理グループがあるが、地元のグループを採用するべきではないか。」との質疑があり、執行部より、「今回の入札はプロポーザル方式を取っており、金額を含めて全ての面で、総合的に公平に判断した。基本的な考えとして、3年間という期間を定めているが、これは今回初めて稼働する大事な施設なので、本来なら直営ということなのだが、初めの3年間だけは、確かな業者をお願いするというものである。」との答弁がありました。

また、委員より「現在、火葬場の運行等をされている地域の方の雇用については、どのように考えているか。」との質疑があり、執行部より、「美土里・高宮については高齢であり、もう辞めたいという意思表示があったが、吉田・八千代のエープランさんには若い方もおられるので、審査の中でも懸案事項であった。五輪で新たに2名の地元雇用を行うという話があるので、議決をいただければあとの方の動向についても、指定管理者をお願いしたい。」との答弁がありました。

委員より、「株式会社五輪は富山県の業者であるが、広島での支店などの体制はどうなっているか。」との質疑があり、執行部より、「株式会社五輪には広島支店があり、中国5県をカバーしている。県内では、福山市、尾道市、三原市、呉市、大竹市、東広島市の火葬場、また本市のような式場を併設した火葬場の指定管理、あるいは業務委託をされている。そうした中で、本市の葬斎場においては、トラブルがあった場合の初期の対応は基本的には広島支店からの対応、あるいは、火葬件数が1日5件、6件となった場合などは、近隣からの応援が可能であるという提案を受けている。」との答弁がありました。

また、委員より、「指定管理料について、今回5,200万円以内で提案を受けたということだが、現在の4つの火葬場での費用が約3,200万円であり、市の経費が上がることについて、市民への説明はどのようにされるのか。」との質疑があり、執行部より、「貸館部分の使用料収入を含めても年間約1,000万円、これまでよりも費用が多くかかるが、式場併設により利便性が高まり、最期の火葬という場を丁寧に、かつ厳粛に、間違いなくさせていただく中で、サービス部分の向上を図ることが大前提である。数字だけを見ると今よりも負担は多くなるが、いわゆる福祉の向上に寄与させていただくということで御理解をお願いしたいと考えている。」との答弁がありました。

慎重に審査をし、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」は、「地域主権改革第一次一括法」により、介護保険法の一部が改正され、これまで国の法令で定めていた基準のうち、地域密着型サービスに係る人員、設備、運営及び施設の基準、事業者の指定等について新たに市の条例で定めるもので、本市では、国の省令を基本としつつ、地域との連携を深めるために、連携を図るべきものに「高齢者支援センター」を追加し、居室定員については、4名以下とする独自の基準を設けており、入所定員については、法で認められている最大の29名以下と定めるものです。

主な質疑と答弁は次のとおりです。

委員より、「厚生労働省の案では、居室定員は1名とされているが、本市で4名とされたのはなぜか。市民からサービス低下と見られるのではないか。」との質疑があり、執行部より、「入所者同士の交流を深めるためであり、入所者からも、個室よりは皆さんと一緒にいたいという要望がある。入所者は高齢化しており、介護度も上がっている中で、施設事業者から見ても、個室で扉がついているよりも目が届きやすく、サービスの向上につながると考えている。」との答弁がありました。

慎重に審査し、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号「介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」は、先の85号と同様に、「地域主権改革第一次一括法」により介護保険法の一部が改正され、これまで国の法令で定めていた基準のうち、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を新たに条例で制定するもので、本市では、国の省令を基本としつつ、地域との連携を深めるために、連携を深める者に「高齢者支援センター」を独自で追加し、サービスの提供主体を「法人」とするものです。採決の結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号「財産の無償譲渡について【デイサービスセンター百楽荘】」、議案第88号「財産の無償譲渡について【特別養護老人ホーム高美園他】」議案第89号「財産の無償譲渡について【向原総合福祉センター（かがやき）他】」の3件については、一括して審査を行いました。

本3議案は、市の福祉施設について、現在の指定管理者へ無償譲渡するものであり、地方交付税の合併特例加算が平成26年から段階的に廃止されることを受け、「第2次安芸高田市行政改革大綱」に基づき、施設の管理形態を見直すものであります。

執行部より、本3件にかかる「デイサービスセンター百楽荘」、「特別養護老人ホーム高美園他」、及び「向原総合福祉センター（かがや

き) 他」、については、建設の経緯等から、実質的な指定管理者は、「社会福祉法人 ちとせ会」及び「社会福祉法人 高宮美土里福祉会」に限定されること、それぞれの施設を当該法人に無償譲渡することにより、法人独自の長期構想に基づく計画的運営が可能となり、あわせて経営管理責任が明確になることにより、サービスの向上が期待できること、無償譲渡にあたっては、譲渡先との合意形成を図るため、一昨年来より協議を進め、計画的に建物及び設備の改修等を行い、譲渡に向けた条件整備を図っており、今回、無償譲渡の協議が整ったとの説明がありました。なお、無償譲渡とする理由としては、有償譲渡にすれば、建設に要した国庫補助金の一括返還、及び、起債の一括返還の義務が生じるが、無償譲渡であればこれらの必要がないとの説明がありました。

主な質疑と答弁は次のとおりです。

委員より、「施設の修繕等について、これまでの指定管理の中では、細かいものは指定管理者で行い、大きなものは協議ということであったが、今後はそういうものは介護報酬の中でやっていただくということか」との質疑があり、執行部より、「施設の老朽化ということもあり、非常にリスクの高い物を譲渡することになるが、それぞれの施設において、現状の課題を出していただき、この間、計画的に市で改修を進め、そういう合意形成のもとに今回の無償譲渡に至った」との答弁がありました。

また、委員より、「現状の建物の課題等については解消されたということだが、無償譲渡によって今後のかかわりはどうなるのか。」との質疑があり、執行部より、「建設の経緯からいっても、この施設は安芸高田市の高齢者が利用される施設であるので、全く知りませんよということにはならない。市民の福祉の向上のため、一定のかかわりはさせていただく。」との答弁がありました。

また、委員より「施設の債務・借金がどれくらい残っている中での無償譲渡になるのか。」との質疑があり、執行部より、「施設整備にあたっては、過疎債あるいは合併特例債を使って建設しており、償還期間がまだきていないものもある。特に、かがやき等については、平成24年度末残高で約5億3,000万円が残っているが、当然、公設民営で建設したので、償還については設置者である市が行うものである。」との答弁がありました。

慎重に審査し、採決した結果、本案3件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号「財産の無償貸付について【向原総合福祉センター(かがやき)他】」は、先ほどの議案第89号と関連し、向原総合福祉センター、特別養護老人ホームかがやき、及び車庫及び職員等駐車場を含む敷地が市有地であることから、建物の譲渡先である、社会福祉法人 ちとせ会 理事長 澤崎晋一氏に、平成55年3月31日まで無償で貸し付けるものがあります。

採決の結果、本案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号「安芸高田市向原総合福祉センター条例等を廃止する条例」は、議案第87号、88号、89号に関連し、安芸高田市向原総合福祉センター、安芸高田市養護老人ホーム、安芸高田市老人デイサービスセンター、安芸高田市在宅介護支援センター、及び安芸高田市特別養護老人ホームをそれぞれ指定管理者であります、社会福祉法人 ちとせ会及び社会福祉法人 高宮美土里福祉会へ無償譲渡することに伴い、関係条例をそれぞれ廃止するものであります。

採決の結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号「安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例」は、少子化が急速に進展する中で、子育て支援並びに子育て環境の充実を図る観点から、乳幼児等医療費の支給対象範囲を、現行の「満12歳」から「満15歳」までに拡大し、子育て家庭の負担軽減を図るための改正を行うもので、委員より、「15歳まで拡大されるのはよいことだが、このことにより、予算はどのくらい上乘せになるのか。」との質疑があり、執行部より、「現段階で予算は800万円を予定しており、人数は775名を考えている」との答弁がありました。

また、委員より「これから寒い時期に入って子どもの病気もふえるが、1月1日からできないか」との質疑があり、執行部より、「御指摘のとおり、早目にと考えているが、3歳伸ばしたことによりシステムの改修が必要となり、改修期間がかかるため、来年の4月1日からとしたい。」との答弁がありました。

慎重に審査し、採決した結果、本条例については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○塚本議長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、本9件に対する一括討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより本9件を個別に討論・採決を行います。

まず、議案第84号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第85号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第85号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第86号「介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第86号「介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第87号「財産の無償譲渡について【デイサービスセンター百楽荘】」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第87号「財産の無償譲渡について【デイサービスセンター百楽荘】」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第88号「財産の無償譲渡について【特別養護老人ホーム高美園他】」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第88号「財産の無償譲渡について【特別養護老人ホーム高美園他】」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第89号「財産の無償譲渡について【向原総合福祉センター(かがやき)他】」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。
(討論なし)

○塚本議長 反対討論なしと認めます。次に本案に対する賛成討論の発言を許します。10番 先川和幸君。

○先川議員 議案第89号に対し、賛成の討論を行います。この建物のうち、特別養護老人ホーム(かがやき)は、旧向原町が合併時、強く要望し建設されたもので、築7年というまだ新しい建物であります。また合併特例債等の有利な制度を利用しながらも、残りの返済額、約7億円を引き続き市が返済しながらの無償譲渡でもあります。一方、本市におきましては、今後の財政事情を見据えての民でできるものは民ですという基本的な考え方のもと、現在進めておりますところの第2次行政改革推進実施計画に本件は盛り込まれており、その計画書どおり着実に進められた結果であり、反対するものではありません。しかしながら、市民にとっては官から民への移行は、今よりサービスは低下しないか、また今までどおり適正な運営ができるかと一抹の不安もあるところであります。

今後、市長におかれましては相手方との譲渡契約に当たり、その辺のところ遺漏がないように要望し、賛成の討論といたします。

○塚本議長 ほかに討論はありませんか。
(討論なし)

○塚本議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第89号「財産の無償譲渡について【向原総合福祉センター(かがやき)他】」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第90号「財産の無償貸付について【向原総合福祉センター（かがやき）】他」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第90号「財産の無償貸付について【向原総合福祉センター（かがやき）】他」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第91号「安芸高田市向原総合福祉センター条例等を廃止する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第91号「安芸高田市向原総合福祉センター条例等を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第92号「安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第92号「安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第93号 土地改良事業計画の変更について【深瀬地区】

日程第14 議案第94号 土地改良事業計画の変更について【桂地区】

- 日程第15 議案第96号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例  
 日程第16 議案第98号 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例  
 日程第17 議案第99号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例  
 日程第18 議案第100号 水道法に基づく布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例  
 日程第19 議案第101号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

○塚本議長 日程第13、議案第93号「土地改良事業計画の変更について【深瀬地区】」の件から、日程第19、議案第101号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例」の件までの7件を一括して議題といたします。

本7件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

平成24年12月10日付で、産業建設常任委員会に付託がありました、議案第93号、議案第94号、議案第96号、及び議案第98号から議案第101号までの7議案につきまして、審査の結果を報告いたします。

付託されました7件の議案につきましては、12月19日に委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第93号「土地改良事業計画の変更について（深瀬地区）」の案件は、甲田町深瀬において、平成20年度から団体営事業の農山漁村活性化プロジェクト交付金事業として実施されてきました圃場整備事業が、平成24年度に完了する予定であり、関係農家の協議の結果、受益面積が22ヘクタールから21.4ヘクタールへ減少したことにより、計画変更の要件に該当するため、土地改良事業計画を変更するというものであります。

次に、議案第94号「土地改良事業計画の変更について（桂地区）」の案件は、吉田町桂において、平成21年度から団体営事業の農山漁村活性化プロジェクト交付金事業として、実施している圃場整備事業において、関係農家の協議の結果、地区界が変更したことにより、計画変更の要件に該当するため、土地改良事業計画を変更するというものであります。

次に、議案第96号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」についての案件は、「地域主権改革に係る一括法」の公布に伴い、公営住宅法の一部が改正され、「市営住宅の整備基準」及び「収入基準」について条例委任されたことに伴い、国の基準に合わせて、本市の市営住宅条例の一部を改正するというものであります。

次に、議案第98号「安芸高田市鉄道に関する駅舎等施設の設置及び管理条例」についての案件は、地方自治法第244条の2の規定により、市の

南東部を通るＪＲ芸備線沿いにある、甲立駅、吉田口駅及び向原駅の駅舎等の施設について、これまで基幹集会所及び地区集会所として、それぞれの条例に位置づけられていたものを、新たにひとつにまとめた条例を定めるというものであります。

次に、議案第99号「安芸高田市下水道条例の一部を改正する条例」についての案件は、「地域主権改革に係る一括法」の公布に伴い、下水道法の一部が改正され、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等について条例委任されたことに伴い、国の基準に合わせて、市の公共下水道条例の一部を改正するというものであります。

次に、議案第100号「水道法に基づく布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」についての案件は、「地域主権改革に係る一括法」の公布に伴い、水道法の一部が改正され、水道法に基づく布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について条例委任されたことに伴い、国の基準に合わせて、新たに条例を定めるというものであります。

次に、議案第101号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例」についての案件は、「地域主権改革に係る一括法」の公布に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関する基準について条例委任されたことに伴い、国の基準に合わせて新たに条例を定めるというものであります。

審査の中で出された主な質疑や意見は次のとおりです。

議案第96号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」では、委員より「整備後の敷地の安全性の問題等が出てきた場合、この確保等はきちんと取り組んでいかれるのか。」との質疑があり、執行部より「新しく建設するものについては、危険な箇所に建てないということで基準を設けるが、既存の住宅が危険な箇所に建っている住宅について、今後その必要性が生じた場合は検討していかなければならないと考えている。」と答弁がありました。

議案第98号「安芸高田市鉄道に関する駅舎等施設の設置及び管理条例」では、委員より「利用料金の設定において、各駅で利用する時間が違っているのに、料金同額となっているが、不公平となるのではないか。」との質疑があり、執行部より「利用料金については、地区集会所の料金をそのまま収用しているもので、通常使用されている方は地域の方であり、実際は利用料金の徴収という場合は余り生じないと考えている。設定として時間を設定しているが、時間が短くても同額で設定したいと思っている。」との答弁がありました。

議案第100号「水道法に基づく布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」では、委員より「資格基準について市の職員でどのぐらい該当する者がいるか。」との質疑があり、執行部より「資格基準については、学歴と水道に関する技術上

の実務に従事した経験年数によって区分している。本市では、第3条で上下水道課の職員6名、第4条の第6号で4名おり、また水道の管理に関する講習の課程を修了した者は2名が該当するとの答弁がありました。」

付託の7議案について、それぞれ慎重に審査、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○塚本議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
続いて、本7件に対する一括討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより本7件を個別に採決いたします。

まず、議案第93号「土地改良事業計画の変更について（深瀬地区）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第94号「土地改良事業計画の変更について【桂地区】」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第96号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第98号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第99号「安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第100号「水道法に基づく布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。次に、議案第101号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例」の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第20 議案第103号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）
日程第21 議案第104号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議案第105号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第106号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第107号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）
日程第25 議案第108号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第26 議案第109号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第27 議案第110号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第28 議案第111号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第112号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第113号 平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第114号 平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

○塚本議長 日程第20、議案第103号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、日程第31、議案第114号「平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」までの12件を一括して議題といたします。

本12件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 予算決算常任委員会の委員長報告をいたします。

平成24年12月10日付で、予算決算常任委員会に付託のありました、議案第103号から議案第114号までの12件の補正予算審査の結果について報告をいたします。

付託されました議案について、12月11日、委員会を開催し、市長、副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第103号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入・歳出予算総額に、それぞれ2億1,852万6,000円を追加し、予算総額を238億7,870万5,000円とするもので、歳出において、葬斎場施設や土師ダム周辺整備に係る企画調整等に要する経費、私立保育園費、集落営農支援事業費、畜産振興施設管理運営費、市道道路維持費、教育委員会事務局総務管理費、基金管理に要する経費等の増額、及び生涯学習センター整備事業費、地籍調査に要する経費、地産地消推進事業費、圃場整備事業費、分収造林や林業再生に係る造林事業に要する経費等の減額が主な内容でありました。

審査の中で出された特徴的な質疑や意見は次のとおりであります。

総務部の審査におきまして、委員より「用度管理費消耗品のコピー用紙や燃料費は、当初において目標設定しているのか、あるいは補正で次々積み上げているのか。」との質疑があり、執行部より「消耗品については、前年度の使用実績を基に上限を設けて編成をしている。今年度は特に光ケーブルの大型事業を取り組んでおり、地元説明会資料等の印刷などにより不足が生じたと推測している。また、燃料費については、ガソリン代の急騰などにより、当初見込より不足が生じたため追加した。」との答弁がありました。

企画振興部の審査におきまして、委員より「土師ダムサイクリングタ

一ミナルの備品購入等の増額は、使えるものは使うと見込んでの増とみてよいか、当初の根拠はどうであったか。」との質疑があり、執行部より「当初、建築に組み込んだものについては設備で設定する、移動等を伴うものや軽微なものについては備品として整備するという基本的な判断をしており、当初より、できるだけ利用できるものは利用したいという考えで備品購入費を設定していたが、運営者との協議において市が全てを整え、すぐに業務可能な状態とすることが、今後の運営者変更の場合でもスムーズに移行できるとの判断から、備品を精査し、増額となった。」との答弁がありました。

市民部の審査におきまして、委員より「歳入において、市民税の法人税割の増額理由、固定資産税の土地、家屋、償却資産が減額となった原因と方向性は。」との質疑があり、執行部より「市民税法人税割り増し額の原因は、税務調査の関係で、1社4年の遡及により約3,000万円の修正申告が出たことによるもの。また、固定資産税の土地と家屋については、24年度で評価替えを行った関係で、当初見積より土地の評価が下がった。家屋については、在来家屋について、3年に1回の経年減点により評価額が下がったことが原因である。今後の見通しは、土地は、現在のところ下落方向のため、今後も下落すると考える。家屋については、3年間は経年減点がないため増額の方向で進むと考えている。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきまして、委員より「健康づくり推進事業費の非常勤職員報酬が390万円余り減額となっている理由とこれからの業務に与える影響はあるか。」との質疑があり、執行部より「当初、各支所に保健推進員1名配置の計画で1年余り経過したが、私ごと理由等での退職による後任が確保できず現在1名体制となっている。1月以降は本庁勤務とし、保健師と連携して各町の保健事業を進めたい。今後、保健師も年々減少していく状況もあり、効率的な業務の執行を再構築しながら、効果的な保健事業を推進したい。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきまして、委員より「地籍調査が進まない実態があるが、今後の方向性はどうか。また、小規模崩壊地復旧事業費の具体的な減額理由は。」との質疑があり、執行部より「山林調査は、不在地主などにより境界確認ができていない状況であるが、地元調整や戸籍等の調査を前年から行い、境界確認可能な状態で調査に入りたい。国の補助金が単年度事業のため、その年度で調査を終えなければならず、地元調整しながら確実に調査できる所から行いたい。また、小規模崩壊地復旧事業は単県事業であり、多くの事業地を抱えているが、県からの割り当て内示が減額となったことにより減額とした。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきまして、委員より「中学校寄宿舎の解体に至るまでの経緯・経過として、有効利用等の検討がなされたか、あるいは関係者との解体に至る協議がなされたか。また、スクールバス運転業務

委託料の増額理由の詳細を。」との質疑があり、執行部より「寄宿舎の解体については、供用廃止以降、何年か特定の活用なしに学校の倉庫を兼ねた利用がなされていた。昨年度中途は埋蔵文化財出土品の倉庫として活用されていたが、施設屋上の防水機能の低下、学校から安全上の課題を聞いていること等により、解体のため予算計上を行った。また、スクールバスについて市内の遠距離通学については、各学校の統合の歴史によりさまざまな通学体制となっている。美土里中学校の通学については、寄宿舎の廃止に伴い現在6キロ以上がバス通学しており、積雪時に限り1キロ短縮して5キロ以上をバス通学の対象としている。今回の補正は、当初予算に人数もれがあった部分と、積雪時の通学人数の変更により、バスの種類が変更となったことによる増額分を計上したものの。」との答弁がありました。

次に、議案第104号「平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から、議案第114号「平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」までの11の会計につきましては、それぞれ決算見込みによる事業費調整が主なものとして計上されておりました。

介護保険特別会計におきまして、委員より「基金積立金について、現在積み立ての合計金額が、このたびの補正で1,100万円弱追加され6,600万円余りとなるが、24年度末の見通しをどう考えているか。また、この事業は約42億円であるが、適正な基金の額はあるのか。」との質疑があり、執行部より「現在23年度末での基金が4,200万円であり、今回6,600万円を計上しており、24年度末では約1億円の基金積み立てとなる。これは、これから25年・26年度に対し、介護給付費が増加した時の保険料に充当する計画である。また、基金額の適正な設定はないが、介護保険は3年間の中期的な計画をもって運営しており、今回の第5期は、24年度から26年度の3年間に必要な介護給付に対し、どれだけの保険料が必要かで保険料を設定し、3年間のうちに収支が一定となるよう計画するもので、3年間のうちにゼロにするのが本来あるべき姿と考える。今後の介護給付費の増加に対処するため、可能な時は基金を積み立て、後年度の負担に備えたい。」との答弁でありました。

各会計の「歳入・歳出」それぞれ慎重に審査し、補正額・補正内容等、適正であると判断し、議案第103号から議案第114号までの12議案について、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、執行部におかれましては、今回の補正内容で、各費目において、光熱費・燃料費・消耗品費・修繕費の計上が全般的に見受けられるため、当初予算並びに補正予算編成時において十分精査され、予算計上いただきたいと考えます。

以上で報告を終わります。

○塚本議長

これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
続いて、本12件に対する一括討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより本12件を個別に採決いたします。
まず、議案第103号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件を、起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第104号「平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第105号「平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第106号「平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第107号「平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号「平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号「平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号「平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号「平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号「平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第114号「平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 閉会中の継続調査の件について

○塚本議長 日程第32、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成24年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員